

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 愛知県岡崎市北野町字二番沢68番地

事業者名 愛知環状鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 平田 雅也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新豊田駅	・上下ホームにCPラインを整備する（令和4年度）	・整備が完了した

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	・無人駅又は小規模駅において、事前連絡があれば近隣の主要な駅などから係員を配置し対応する（継続）	・随時対応を行った
筆談サービスの提供	・有人駅（時間有人駅含む）において筆談マークを掲出し、要望があれば筆談で対応する（継続）	・随時対応を行った

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声掛けサポートの周知	・声掛けサポート運動のポスターを掲示し、利用者へ声掛けサポートの周知を図る	・ポスターを掲示し利用者への周知を図った ・足の不自由な旅客と連絡を密にして介助を行った

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの周知	・ホームページ及び駅構内に乗降補助サービスに関する案内を掲示し利用者への周知を図る（継続）	・案内を掲示し利用者への周知を図った

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
勉強会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者等への対応力を強化するため、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」等を参考にした講習を勉強会等で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員の定期訓練会で講習を実施した ・簡易装着型けん引式車いす補助装置を使用した訓練を実施した

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
多機能トイレ、優先席の利用に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者の理解の促進を図るため、ポスターの掲示による啓発を行う（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターを掲示し啓発を行った

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・共同使用駅における車椅子利用者等の情報共有を行い、利用者のスムーズな乗継を支援した
--

(3) 報告書の公表方法

ホームページ

(4) その他

--

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和5年3月31日現在）

鉄道駅の名称	路線名	所在地 都道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	有人駅 、無人 駅の別	公共交 通移動 等円滑 化基 准令適 合の有 無	段差へ の対応	プラット ホーム の数	段差が解 消されて いるプラ ットホー ムの数	エレベ ーター の設置 基数	エスカ レータ ーの設 置基数	その他 昇降機 の設置 基数	傾斜路 の設置 箇所数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設 備の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 改札口 の設置 の有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	車椅子 利用者 が乗 降可能 なプラ ットホ ームの 数	転落防 止のた めの設 置の有 無
岡崎駅	愛知環状鉄道線	愛知県岡崎市	8,998人	○	○	○	1	1	1基 (1)	基 ()	基	箇所 ()	○	○	○	○	○	1	○
六名駅	愛知環状鉄道線	愛知県岡崎市	1,320人	○			2		基 ()	基 ()	基	箇所 ()			-	-	-	2	○
中岡崎駅	愛知環状鉄道線	愛知県岡崎市	3,865人				2		基 ()	基 ()	基	箇所 ()			×	○	○	2	○
北岡崎駅	愛知環状鉄道線	愛知県岡崎市	3,436人	○		○	2	2	2基 (2)	基 ()	基	箇所 ()			○	○	○	2	○
大門駅	愛知環状鉄道線	愛知県岡崎市	2,580人	○			1		基 ()	基 ()	基	箇所 ()			-	○	○	1	○
北野榊塚駅	愛知環状鉄道線	愛知県岡崎市	1,815人	○			2		基 ()	基 ()	基	箇所 ()			-	○	○	2	○
三河上郷駅	愛知環状鉄道線	愛知県豊田市	1,763人	○			2		基 ()	基 ()	基	箇所 ()			-	○	○	2	○
永覚駅	愛知環状鉄道線	愛知県豊田市	498人	○			1		基 ()	基 ()	基	箇所 ()			-	-	-	1	○
末野原駅	愛知環状鉄道線	愛知県豊田市	2,201人	○			2		基 ()	基 ()	基	1箇所 (1)	○		-	○	○	2	○
三河豊田駅	愛知環状鉄道線	愛知県豊田市	7,396人			○	1	1	1基 (1)	基 ()	基	箇所 ()			○	○	○	1	○
新上挙母駅	愛知環状鉄道線	愛知県豊田市	1,298人	○		○	2	2	2基 (2)	基 ()	基	箇所 ()	○		-	○	○	2	○
新豊田駅	愛知環状鉄道線	愛知県豊田市	10,549人			○	2	2	1基 (1)	基 ()	基	箇所 ()			○	○	○	2	○
愛環梅坪駅	愛知環状鉄道線	愛知県豊田市	1,558人	○		○	1	1	2基 (2)	基 ()	基	箇所 ()	○		-	○	○	1	○
四郷駅	愛知環状鉄道線	愛知県豊田市	1,434人	○			1		基 ()	基 ()	基	箇所 ()			-	○	○	1	○
貝津駅	愛知環状鉄道線	愛知県豊田市	1,147人	○		○	1	1	1基 (1)	基 ()	基	箇所 ()	○		-	○	○	1	○
保見駅	愛知環状鉄道線	愛知県豊田市	1,248人	○			2		基 ()	基 ()	基	箇所 ()			-	○	○	2	○
篠原駅	愛知環状鉄道線	愛知県豊田市	231人	○			2		基 ()	基 ()	基	箇所 ()			-	-	-	2	○
八草駅	愛知環状鉄道線	愛知県豊田市	5,834人			○	2	2	2基 (2)	基 ()	基	箇所 ()	○		-	○	○	2	○
山口駅	愛知環状鉄道線	愛知県瀬戸市	1,840人	○		○	2	2	2基 (2)	基 ()	基	箇所 ()			-	○	○	2	○
瀬戸口駅	愛知環状鉄道線	愛知県瀬戸市	3,778人				1		基 ()	基 ()	基	箇所 ()			×	○	○	1	○
瀬戸市駅	愛知環状鉄道線	愛知県瀬戸市	5,813人			○	2	2	2基 (2)	基 ()	基	箇所 ()			○	○	○	2	○
中水野駅	愛知環状鉄道線	愛知県瀬戸市	2,967人	○			2		基 ()	基 ()	基	箇所 ()			-	○	○	2	○
高蔵寺駅	愛知環状鉄道線	愛知県春日井市	9,882人	○	○	○	1	1	2基 (2)	4基 (0)	基	箇所 ()	○	○	○	○	○	1	○
(合計) 計 駅				17駅	2駅	11駅			18基 (18)	4基 (0)	基	1箇所 (1)	7駅	2駅	6駅	20駅	20駅		23駅

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和4年度）

住 所 愛知県岡崎市北野町字二番沢68番地

事業者名 愛知環状鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 平田 雅也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし	・当社の鉄道車両は移動等円滑化基準に適合している	・特になし

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	・無人駅又は小規模駅において、事前連絡があれば近隣の主要な駅などから係員を配置し対応する（継続）	・随時対応を行った
筆談サービスの提供	・有人駅（時間有人駅含む）において筆談マークを掲出し、要望があれば筆談で対応する（継続）	・随時対応を行った

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声掛けサポートの周知	・声掛けサポート運動のポスターを掲示し、利用者へ声掛けサポートの周知を図る	・ポスターを掲示し利用者への周知を図った ・足の不自由な旅客と連絡を密にして介助を行った

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの周知	・ホームページ及び駅構内に乗降補助サービスに関する案内を掲示し利用者への周知を図る（継続）	・案内を掲示し利用者への周知を図った

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
勉強会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者等への対応力を強化するため、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」等を参考にした講習を勉強会等で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員の定期訓練会で講習を実施した ・簡易装着型けん引式車いす補助装置を使用した訓練を実施した

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
多機能トイレ、優先席の利用に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者の理解の促進を図るため、ポスターの掲示による啓発を行う(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターを掲示し啓発を行った

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・共同使用駅における車椅子利用者等の情報共有を行い、利用者のスムーズな乗継を支援した
--

(3) 報告書の公表方法

ホームページ

(4) その他

--

II 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道（その他）	20編成 (40両)	20編成 (40両)	20編成	20編成	20編成	20編成	20編成
（合計）	20編成 (40両)	20編成 (40両)	20編成	20編成	20編成	20編成	20編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項（新幹線鉄道にあっては第2項）、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。

4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

5. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。